

就労支援

ひとり親家庭などを支援します

閩こども課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2065

市では、ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦家庭）などの経済的な自立を目的として、技能習得や就労についてさまざまな支援を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

事前相談要

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上養成機関で学ぶ場合に、生活費の一部を支給します。

対象 ひとり親家庭の親で次のすべてに当てはまる人①児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある②市内在住で20歳未満の子を養育している③資格取得のために養成機関で1年以上の訓練課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる④経済的事情により、就業または育児と修業の両立が困難である⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない⑥市税などの滞納がない

対象となる資格 看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

支給期間 修業期間の全期間（上限36カ月）

給付金額（月額） 市民税非課税世帯＝10万円、市民税課税世帯＝7万500円

※予算の範囲内で支給

事前相談要

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す費用の一部を支給します。

対象 市内在住で20歳未満の子を扶養し、次のすべてに当てはまるひとり親家庭の親または、その子①児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある②就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる③過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を受給していない④市税などの滞納がない

支給対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。ただし、高等学校等修学支援金制度の支給対象となる場合は対象外）

給付額 受講終了時給付金＝受講費の2割（上限10万円）、合格時給付金（受講終了後2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目に合格した時に支給）＝受講費の4割（受講終了時給付金と合わせて上限15万円）

事前登録要

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の人が、修学や病気などの理由で、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を無料で派遣します。

支援内容 生活援助、食事の世話、住宅の掃除、身の回りの世話、子育て支援など

対象 生活保護受給世帯または市民税非課税世帯のひとり親家庭であり、次の理由により生活援助や子育て支援が必要な世帯①自立促進に必要な理由（技能習得のための通学、就労活動など）②社会通念上必要と認められる理由（疾病、出張、看護、冠婚葬祭、学校などの公的行事への参加など）③生活環境が変わり、日常生活を営むのに大きな障害が生じている など

支援する場所 生活援助＝利用者の居宅、子育て支援＝家庭生活支援員の居宅、講習会の受講会場など

※希望どおりの派遣ができない場合があります

お気軽にご相談ください

市では、母子・父子家庭の人の状況や要望に沿った支援計画を作成するなど、自立・就労支援を実施しています。

お気軽にご相談ください。

とき 月～金曜日

午前8時30分から午後5時15分（年末年始、祝日を除く）

ところ こども課（津山すこやか・こどもセンター内）

支援内容 母子・父子自立支援員が、就職や転職を希望する人に、ハローワークと連携しながら個別で相談に応じ、就職に向けたサポートを行う

対象 市内在住で児童扶養手当を受給している人（生活保護受給者を除く）

料金 無料

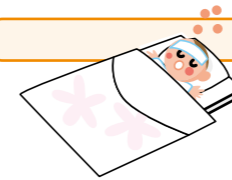


保育

あなたの子育てを応援します「特別保育」ほか

閩こども課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-7028

病児保育



保育所（園）や小学校に通っている子どもが、病気のため登園や登校ができない時に、子どもを預かります。市内2カ所目の病児保育施設として3月1日から病児保育室「方舟（はこぶね）」（志戸部）を新たに開設しました。

施設名	住所	利用時間（延長あり）	問い合わせ先
こどもデイケアルーム「さくら」	二宮2137-10	診療日の午前9時～午後5時（土曜日は午後4時まで）	河原内科・松尾小児科クリニック☎28-5570
病児保育室「方舟（はこぶね）」	志戸部662-14	診療日の午前7時30分～午後6時（土曜日は午後5時30分まで）	方舟（小畑医院）☎25-2111

料金 1日2,000円（食費400円別途要）

利用方法 こども課または各病児保育施設で事前に登録し、利用する日までに電話で申し込む

※日曜日・祝日・年末年始・休診日は休み

対象 おおむね生後7カ月から小学6年生まで（津山市の人だけでなく、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町の人も利用可）

保育所（園）などでの一時預かり

保護者が用事で保育できない時や休息したい時などに子どもを預かります。

対象 おおむね生後6カ月～就学前の幼児

利用条件 原則週3回、月12回まで（半日の利用でも1回とする）

料金 （基本保育時間：午前8時30分～午後5時）

区分	半日	1日
3歳以上	1,300円	1,800円
3歳未満	1,600円	2,100円

※日曜日と祝日を除く



一時預かりの申し込み先（50音順）

園名（所在地）	電話番号
院庄さくら（院庄）	28-2475
加茂（加茂町小中原）	42-3027
久米（南方中）	57-2501
作陽（大谷）	22-4446
勝北風の子（新野東）	36-8844
城西（小田中）	22-2408
城東（川崎）	22-3977
城北（上河原）	23-0353
総社（総社）	23-8233
高野（高野本郷）	26-1037
東津山（川崎）	26-2100
福岡（横山）	22-8053
やよい（勝部）	23-0306

地域子育て支援センター

地域子育て支援センターでは、次の取り組みを行っています。

取り組み内容 育児相談、保育所（園）の開放、地域の子育てグループへの出前保育 など

問い合わせ先・時間

みどりの丘保育所内☎27-2241

勝北風の子こども園内☎36-5115

久米こども園内☎57-2501

月～金曜日 午前9時～午後4時

やよい保育園内☎23-8382

月～土曜日 午前8時30分～午後5時

保育所（園）への随時入所を希望する人へ

平成30年5月以降の保育所（園）への随時入所を希望する人は、受付期間内にこども課に申請してください。



第1次 受付期間 入所希望の月の3カ月前の月末まで（例：7月入所希望→4月末日まで）

第2次 受付期間 入所希望の月の前月の10日まで（例：7月入所希望→6月10日まで）

結果通知方法 こども課から文書で通知

結果通知時期 第1次受付分＝入所希望月の前月の10日頃までに通知、第2次受付分＝入所希望月の前月の20日以降に通知

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください